

報告第2号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月21日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するものです。

損害賠償の額の決定について

番号	賠償金額	賠償の理由	専決処分日
			過失割合
1	149,215 円	令和5年11月22日午後2時50分頃、我孫子市白山3丁目7番3号我孫子市立白山中学校敷地内において、清掃中の生徒が側溝から熊手で落ち葉をかき出す際に、石が当該熊手に挟まっていることに気付かず、当該熊手を引き上げたところ、その石が飛んでしまい、近くに駐車中の賠償相手方の乗用車に当たり、当該乗用車のフロントガラスを損傷させた。	令和6年1月12日
			市 100% 相手方 0%
2	173,252 円	令和5年9月22日午後6時頃、職員が公用車で印西市大森2591番地6地先国道356号を走行中、賠償相手方が運転する乗用車が、渋滞している反対車線に面するガソリンスタンドから右折して当該職員が運転する公用車が走行する車線に進入したところ、当該乗用車の左側面前部と当該公用車の右側面後部が接触し、当該乗用車の左側ヘッドライト、フロントバンパー等が損傷した。	令和6年1月12日
			市 20% 相手方 80%
3	251,100 円	令和5年7月28日午前10時1分、我孫子市寿2丁目4番39号地先の丁字路において、職員が公用車を右折させるために切り返そうと当該公用車を後進させたところ、当該公用車の後部左側が賠償相手方宅のブロック塀に接触し、当該ブロック塀を破損させるとともに、当該ブロック塀に立て掛けてあった賠償相手方の自転車を損傷させた。	令和6年1月19日
			市 100% 相手方 0%

4	561,905 円	令和5年11月2日午後1時45分頃、職員が我孫子市布佐1217番地我孫子市立布佐小学校駐車場において、駐車しようと公用車を後進させたが、進まなかったことからアクセルを踏んだところ、急発進したため、当該公用車の左側に駐車中の賠償相手方の乗用車に接触し、当該乗用車の右側フロントバンパー、前部ホイール等を損傷させた。	<p>令和6年1月19日</p> <hr/> <p>市 100%</p> <p>相手方 0%</p>
---	-----------	--	--